令和5年度第1回外国人技能実習機構契約監視委員会 議事概要

1 日時

令和5年7月21日(金)10:00~12:00

2 場所

外国人技能実習機構 会議室

3 出席者(委員(敬称略))

高田 晴仁(慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授)

島田 耕一(山分・島田・西法律事務所 弁護士)

山口 留美(山口留美公認会計士事務所 公認会計士)

松田 誠太(外国人技能実習機構 監事)

石田 惠美(外国人技能実習機構 監事)

4 議題

- (1) 令和4年度下半期における契約状況について
- (2)個別審議案件(4件)

5 議事

(1) 契約監視委員会の設置について 事務局より資料に基づき説明が行われ、高田晴仁委員が委員長に選任された。

- (2) 令和4年度下半期における契約状況について 事務局より資料に基づき説明が行われた。
- (3) 個別審議案件(4件)

令和4年10月1日~令和5年3月31日までに締結した案件の中から、一般競争入札2 件(最低価格落札方式)、随意契約1件を抽出。下半期においては総合評価落札方式がな かったため、上半期の契約から総合評価落札方式かつ落札率 90%以上であった 1 件を抽 出。合計4件について審議が行われた。

質疑応答については以下のとおり。

〈審議案件1〉

令和4年度技能実習生の技能習得に資する日本語教育アプリの運

用保守及びコンテンツ追加事業 意見・質問 回答 本調達については、運用・保守だけであれ 仕様書からアプリの構造が理解できるもの ば参入する障壁は高くなく、また、アプリの なのか。開発業者でない企業でも対応可能なの か。 追加登録については仕様書を確認すること で対応可能であると考える。 他社が作ったものに保守で参入することは 可能なのか。 1 者応札となっているのは、コンテンツの 追加が障壁となっているものと思われる。 なお、プログラムを理解する点において、 開発業者とそれ以外の業者では労力に差が 出る可能性はある。フォローできる策がない か担当と相談したい。

運用・保守であれば、開発業者以外でも受
託可能であると判断したため。
委託先となったことのある業者が少ない
ため目星は少ないが、担当課と連携を図りな
がら情報収集していきたい。
ご指摘どおり、ランクを広げることにより
融通が利く者が応札することもあるとは思
うが、国のランク設定の基準に準じざるを得
ない面がある。
どのような工夫が可能か検討していきた
l,
年間の計画は把握可能であるため、事前に
公表することについて検討していきたい。

〈審議案件2〉	技能実習生手帳(第7	版)の印刷に係る業務
意見・3	質問	回答
本件の入札も回を重ねっ えても良いのではと思われ 札とのことで、なにか要因	れるが、前回も1者応	スケジュールの問題もあると思われる。 調達の時期が印刷業者の繁忙期と重なっていること、更に業者において機械の年間操業予定をある程度組んでいることなどから、新規受注となると躊躇するとの意見がある。 また、情報の公開及び提供の範囲が不足している面もあったと思われるので、担当者との連携を図りながら他の業者の参入可
年間の調達スケジュー て、応札業者の予定を立っ るべきではないか。		能性について情報収集していきたい。 繁忙期にあたらないような調達時期の調整も検討し、公告期間を長めに設定する、履行期間を長めにする等スケジュールの取り方で改善できるよう検討したい。
契約日から履行期限の期の日数を考慮する必要がる		納期スケジュールを考慮したい。
配送に手間がかかるとし 他の調達品と共に配送する 法はないか。		ご指摘のような対応をすることが可能か どうか検討したい。

応札できない理由として再委託が問題になっ ているのでは。子会社も再委託先の条件に入る ので契約書に記載する再委託の要件を変えるな ど工夫の余地があるのではないか。

再委託の割合が原則二分の一を超えない ことという要件があるが、合理的理由があ れば、超えても承認している。

再委託の要件が参入を阻んでいる可能性 もあるので、どのような工夫が可能か検討 したい。一方で、再委託に関する国の基準に 準ずる必要もあり、それらを考慮する必要 がある。

技能実習計画認定申請等に係るタイトルシートの印刷及び発送業

〈審議案件3〉 意見・質問 回答 毎年、定例的に調達しているものではあるが、 説明書は3者取りに来ているが、期間の 1 者応札となっている理由は何か。公告から調 設定がタイトであること、印刷会社の繁忙 達までが短いのではないか。 期であること、手間のかかる印刷であるこ とが1者応札となった要因と思われる。 調達手続きや入札時期については対応が 可能か検討したい。 予定価格と落札率が大きく乖離している。予 予定価格は物価資料を基に作成してお 定価格は妥当なのか。 り、これまで過去の落札結果は考慮してい ない。実績があり、ノウハウを持っている会 社が落札者であることから価格が抑えら れ、予定価格と落札額との間で乖離が発生 したものと考えられる。物価が上昇してい る状況ではあるが、定例調達のものについ ては過去の落札結果を参考とすることも考 えたい。 事務所毎で様式が異なっているが、様式を統 ご指摘も踏まえ、また、業務効率化の観点 一することで、業者の負担が減り、価格も安価 からも、担当課と連携して検討したい。 になるのではないか。

/宋議安州 //

外国人技能実習機構データベースシステムの刷新に伴う既設プリ

(奋硪朱件4/	ンターに対するLAN	配線作業一式
意見・	質問	回答
動作確認・テスト印刷	があるため端末を導入	通常時の配線工事であれば、他の配線業
した業者と随意契約とし	たいとあるが、他の業	者でも対応可能だったが、システム刷新の
者では対応不可なのか。		スケジュールが後倒しとなる中で、それに
		伴う端末導入のタイミングを正確に確定さ
		せることが困難であったため、本調達のス
		ケジュールの確定も困難であったことに加
		え、新システム稼働までに早急かつ確実に

	作業を完了する必要があったことから随意
	契約とした。
随意契約を締結した業者以外のもう一者の見	ご指摘の内容を踏まえ、今後の見積書の
積書だが、工程の記載が省かれているので、参	取得に当たって、予定価格の妥当性が確保
考見積書とした場合の予定価格の妥当性に疑	される方法で行いたい。
問。	
見積書の人日は、機構である程度示している	作業量の目安は示している。示さなけれ
のか。見積書の依頼の仕方は。	ば、人日が増え、2者の見積書の間での差が
	大きくなる可能性があるためである。
	作業量の目安を決めるに当っては、端末
	導入の作業を実際に行った業者による見積
	りが現実的と考えたところである。
随意契約理由の記載内容をもう少し詳細に記	ご指摘のとおりであり、随意契約理由の
載するべきだったのではないか。	記載については、データベースシステム刷
	新のスケジュールとの関係から本件が随意
	契約とせざるを得なかったという理由を明
	示すべきであったところである。今後同様
	のケースがあった場合には理由を丁寧に記
	載するよう努めたい。